

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	職員の児童手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、職員の児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都府中市長

## 公表日

令和6年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員の児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	対象職員から児童手当認定請求書・現況届等の提出を受け、所得制限、扶養人数等精査した上で支給金額を確定、支給する。 【特定個人情報を取扱う業務】 児童手当の所得超過判定事務(現在は課税証明書の提出を受けている。) < 公金受取口座を活用した給付の実施 > 手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。
③システムの名称	人事・給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当認定請求書・現況届・額改定請求書、支給事由消滅届	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項及び101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の26、87の項及び121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19、44条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の74の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市総務管理部職員課
②所属長の役職名	職員課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市市民協働推進部広聴相談課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市総務管理部職員課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4050

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 5. ②所属長の役職名	職員課長 古森 寛樹	職員課長	事後	様式の変更による修正。
令和1年6月20日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	様式の変更による修正。
令和1年6月20日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	様式の変更による修正。
令和1年6月20日	IV リスク対策	—	新設	事後	様式の変更による新設。
令和4年1月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	未定	事前	
令和4年1月11日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	他の項目(I 4.)の変更に合わせて修正。
令和4年1月11日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	他の項目(I 4.)の変更に合わせて修正。
令和4年1月11日	II 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和4年1月11日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	評価書見直し時期による修正。
令和4年1月11日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和5年1月1日	I 1. ②事務の概要	文言追加	公金受取口座を活用した給付の実施について文言追加。	事前	公金受取口座制度利用開始による追加
令和5年1月1日	I 3. 法令上の根拠	文言追加	101の項	事前	公金受取口座制度利用開始による追加
令和5年1月1日	I 4. ②法令上の根拠	文言追加	121の項	事前	公金受取口座制度利用開始による追加
令和5年1月1日	I 5. ①部署	政策総務部職員課	総務管理部職員課	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	I 7. 請求先	政策総務部広報課	市民協働推進部広聴相談課	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	I 8. 連絡先	政策総務部職員課	総務管理部職員課	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	I 4. ①実施の有無	未定	実施する	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	IV 6	[ ]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和5年1月1日	IV 6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	文言削除	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年1月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年1月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる修正